第二条第一項第二号	後期高齢者支援金」という。）	後期高齢者支援金」という。）の納付に要した費用の額から、法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額（第四条第二項第二号イ及び第九条第二項第一号において「調整対象基準額」という。）及び後期高齢者支援金の額の合算額に法附則第七条第一項第二号に規定する退職被保険者等所属割合（以下第十条までにおいて「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額		
第四条第二項第一号イ	被保険者	一般被保険者		
第四条第二項第二号イ	被保険者	後期高齢者支援金の納付に要する費用の額	一般被保険者	後期高齢者支援金の納付に要する費用の額から、調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
第四条の三第一項	第七十二条の三第一項の	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の	一般被保険者	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。次号において同じ。）
第四条の三第一項第一号	被保険者均等割額	世帯別平等割額（一般被保険者の属する世帯に係る額に限る。同号において同じ。）		
	世帯別平等割額	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項	減額した額（被保険者均等割額にあつては一般被保険者に係る額に限り、世帯別平等割額にあつては一般被保険者が属する世帯に係る額に限る。同号において同じ。）
第四条の三第一項第二号及び第二項	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項	一般被保険者に係る保険料	減額した額（被保険者均等割額にあつては一般被保険者に係る額に限り、世帯別平等割額にあつては一般被保険者が属する世帯に係る額に限る。同号において同じ。）
第四条の四第一項第一号イ	保険料	一般被保険者に係る保険料		
第四条の四第一項第一号イ及びロ	被保険者	一般被保険者		
第四条の四第一項第二号イ	保険料	一般被保険者に係る保険料		
第四条の四第一項第二号イ	保険料	一般被保険者に限る。ロ		
第四条の四第二項及び第十一条	ロ及び第十一条	一般被保険者に限る。ロ		

第四条の四第一項第三号イ	課された	課された一般被保険者に係る
第四条の四第一項第三号イ及びロ	被保険者	一般被保険者
第四条の四第一項第四号イ	課された	課された一般被保険者に係る
第四条の四第一項第四号イ	ロ	一般被保険者に限る。ロ
第八条	控除した額	控除した額に同年度における当該市町村に係る退職被保険者等納付金調整額を加えた額
第九条第二項第一号イ	費用	費用（退職被保険者等に係る部分を除く。）
第九条第二項第二号イ	同条第一項	法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第一項
第九条第二項第二号ワ	収入	収入（法附則第七条第一項の規定による療養給付費等交付金（次条第二項第二号ホにおいて「療養給付費等交付金」という。）を除く。）
第九条第四項、第五項、第六項及び第十項	被保険者	一般被保険者
第十条第二項第一号	額）	額）から調整対象基準額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
第十条第二項第二号イ	第七十条第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第一項
第十条第二項第二号ホ	収入	収入（療養給付費等交付金を除く。）
第十条第三項及び第四項	被保険者	一般被保険者
第二十条第二号	第七十条第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第一項
	同条第三項	法第七十条第三項
第二十四条第二項及び第二十七条	被保険者	一般被保険者